様式20

(準)学校法人 寄附行為変更認可申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日　　群馬県知事　　　　　　　　あて 　　　 法人所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学校法人○○学園 理事長名　　　　　　　　(準)学校法人 寄附行為変更認可申請書　学校法人○○学園の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第１５２条第６項において準用する同法第１０８条第３項の規定等により関係書類を添えて申請します。［添付書類］（注１)(注２)(注３)１ 寄附行為変更の理由２ 変更の時期（予定）３ 変更の条項及び新旧比較対照表４ 理事会・評議員会の決議録（写）５ 新旧寄附行為６ 財産目録７ 申請年度の前年度の財産目録、貸借対照表及び収支決算書並びに 申請年度の予算書８ 寄附行為変更後２年間の事業計画及び収支予算書９ 負債償還計画書10 不動産その他重要財産に係る権利所属証明書　（登記事項証明書、契約書(写)、銀行等残高証明書等）11 不動産その他の主なる財産の価格評価書　（不動産鑑定評価書、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等）12 設置する学校の学則13 校地校舎等の位置図、配置図及び平面図14 その他必要と認められる書類 |  |
|

(注１)　添付書類の作成書式は、県にご相談願います。

(注２)　添付書類は、次のとおりとしてください。

①新たに専修学校・各種学校を設置する場合又は専修学校に新たに課程を設置する場合

　　　　　→添付書類１～14

 　　　　　＊添付書類10及び11の不動産等は、設置する学校、課程に係るものとします。

　　　　②新たに収益事業を行う場合

　　　　　→添付書類1～9及び11～14

 　　　　　＊添付書類11の不動産等は、開始する収益事業に係るものとします。

　　　　③設置している専修学校・各種学校の廃止若しくは専修学校の課程の廃止又は収　　　　　　益事業の廃止の場合

　　　　　→添付書類1～6，8，14及び「廃止する学校、課程又は収益事業に係る財産　　　　　　処分に関する事項を記載した書類」

　　　　④上記①～③以外の場合

　　　　　→添付書類1～5及び14

(注３)　添付書類の６～14については、学校の設置廃止、課程の設置廃止認可申請書と重複するものについては、省略可とします。（「○○認可申請書に添付」と記載しておく。）

　　　　ただし、重複しないものもあるので注意すること。